



(社)名北労働基準協会 東川 勝  
 保険事務課長

「はい、こちら企業の労働110番です」  
 電話の主は、いつも役員会議に出ていただけの大手製造会社の安全担当部長さんでした。内容は次の通りです。

「うちの子会社へ在籍出向して専務取締役になった労働者が、仕事にけがをしたので労災扱いできるか」という電話でした。

そこで部長さんに、出

## 「役員となった出向者の労災保険適用」への対応

向者の労災保険の取り扱いについて、順番にお話をさせていただきます。

「在籍出向とは、出向元である自己の事業所に在籍したまま、出向先となる他の事業所で業務に従事することを指します。

この場合、労働者は出向元と出向先の双方で雇用関係が成立し、出向元と出向先の契約等によってそれぞれの労務管理上の責任が決定されます。そこで、親会社へ支給されている労働者が、子会社に役員として出向した場合には、次のように考えます。

通常、出向労働者は出向先の指揮命令下で業務に従事している為、出向先の労災保険の補償対象となります。

しかし、今回のケース

では出向元では労働者ですが、出向先では役員となつているため、出向先の労災保険を使うことはできません。

なお、役員であっても取締役営業部長等の兼務役員として労働者としての身分を持ち、定款上の代表権または業務執行権を持たない者であること、さらに賃金、業務遂行の実態や就業規則の適用状況などを見て、労働者性が強い場合は労災保険の対象になります。

また、出向元との雇用関係がなくなる移籍出向も、当然出向先の労災保険を使いますが、役員の扱いは在籍出向の場合と同様に適用外となります。

ただし、このような場合も出向先が中小企業で、労働保険事務組合に事務委託をし、役員も労災保険に特別加入した場合は、労災保険給付を受けることができます。

しかし、今回のように特別加入をしてない場合は、労災保険の対象者で

はないので、労災保険は使えないこととなります」とお話をしました。

部長さんに、出向者の労災の取り扱いを理解していただきましたので、こんどは、労働保険事務組合についてご説明させていただきます。

1、労働保険事務組合とは――

労働保険への加入手続や、雇用保険の被保険者に関する手続などの労働保険事務処理は、中小規模の事業主にとって煩わしく負担となっている場合が少なくありません。

そこで、厚生労働大臣から労働保険事務組合として認可された事業主の団体が、その構成員である事業主の委託を受け、事業主に代わって労働保険料の納付や労働保険に係る各種の届け出等を行うことができます。

2、労働保険事務組合に委託できる事業主は――

常時使用する労働者が、

- ①金融・保険・不動産・小売業……50人以下
  - ②卸売業・サービス業……100人以下
  - ③前記以外の事業……300人以下
- の事業主です。

名北労働基準協会にも、この労働保険事務組合があり、中小事業主の皆さまの労働保険事務の軽減と、特別加入による労災保険未加入者を減らすための業務を行っております。

また、建設業の一人親方の労災保険への特別加入も取り扱いを行っております。

お知り合いで、以上のような方がいらっしゃいましたら、ぜひともご紹介ください。

労働保険に関することは、名北労働基準協会・労働保険事務組合(1052-962-0421)までお電話ください。